

Q9. 加入員又は年金受給権者が亡くなったとき、 基金の年金はどうなりますか？

A

速やかに基金に届出をしなければなりません。

在職中の加入員の方が亡くなられたときは、事業主が基金に届出をしなければなりません。

退職後の受給権者が亡くなられたときも同じく手続きが必要になりますが、この場合はご家族の方から基金に連絡をお願いします。

受給者への年金は亡くなられた月まで支給されますが、ご連絡が遅れますと年金に過払いが生じ、後日返納していただくこととなりますのでご注意ください。

基金の年金はご本人に対しておこなわれる給付で、基金からの遺族年金の給付はありません。ただし、基金の基本年金のうち厚生年金の代行相当の部分は、お亡くなり翌月から支給される国の遺族年金の計算に含まれ、条件を満たせば国から遺族厚生年金が支給されます。

「基金の加入期間3年以上で在職中に亡くなられたとき、加算年金を受けはじめて20年未満〈※1〉の受給者が亡くなられたときは、同居のご家族からの請求により基金から「遺族一時金」が支給されます。

〈※1〉 制度変更（H24.04）前に加算年金の受給権を取得した方は10年未満になります。

受給者や加入員が亡くなられたときには、まず基金にご一報ください。
ケースに応じた手続きについてご案内をさせていただきます。